

## 再評価結果（令和3年度事業継続箇所）

担当課：道路局 国道・技術課  
担当課長名：前佛 和秀

<b>事業名</b> 東北中央自動車道 東根～尾花沢	<b>事業区分</b> 高速自動車国道	<b>事業主体</b> 国土交通省 東北地方整備局
<b>起終点</b> 自：山形県東根市大字羽入 至：山形県尾花沢市大字尾花沢		<b>延長</b> 23.0km
<b>事業概要</b> 東北中央自動車道は、福島県相馬市を起点として福島市、山形県米沢市、山形市等を経て秋田県横手市で東北横断自動車道釜石秋田線に連結する延長約268kmの高速自動車国道である。 東根～尾花沢間は、東北中央自動車道の一部を構成する道路で、山形県東根市～山形県尾花沢市に至る延長23.0kmの自動車専用道路である。		
H10年度事業化	H8年度都市計画決定	H18年度用地着手
H19年度工事着手	H19年度工事着手	
全体事業費	約888億円	事業進捗率 約98% (令和2年3月末時点)
供用済延長		9.6km
<b>計画交通量</b> 23,600台/日		
費用対効果分析結果	<b>B/C</b> (事業全体) 1.1 (残事業) 6.5	<b>総費用</b> (残事業)/事業全体 130億円/1,180億円 (事業費: 53億円/1,053億円) (維持管理費: 77億円/128億円)
<b>総便益</b> (残事業)/事業全体 847億円/1,291億円 (走行時間短縮便益: 489億円/801億円) (走行経費減少便益: 279億円/380億円) (交通事故減少便益: 79億円/109億円)		<b>基準年</b> 令和2年
<b>感度分析の結果</b> 【事業全体】交通量変動 : B/C=0.9~1.3(交通量±10%) 事業費変動 : B/C=1.1~1.1(事業費±10%) 事業期間変動 : B/C=1.1~1.1(事業期間±1年)		
【残事業】 B/C=5.9~7.3(交通量±10%) B/C=6.3~6.8(事業費±10%) B/C=6.4~6.6(事業期間±1年)		
<b>事業の効果等</b> ①円滑なモビリティの確保 ・並行区間等の年間渋滞損失時間の削減 (渋滞損失時間: 55.8万人時間/年、渋滞損失削減率: 約10割削減) ②安全で安心できるくらしの確保 ・三次医療施設へのアクセス向上 (尾花沢市～県立中央病院 現況: 39分⇒将来: 32分) ③災害への備え ・対象区間が山形県緊急輸送道路ネットワーク計画において、第1次緊急輸送道路に位置づけ 他10項目に該当		
<b>関係する地方公共団体等の意見</b> ○山形県知事の意見 1 「対応方針(原案)」案のとおり「継続」で異議ありません。 2 東北中央自動車道は、東北地方の格子状骨格道路ネットワークにおける縦軸道路として、災害時のリダンダンシーを確保し、国土強靱化に資するとともに、物流の効率化や産業の振興、観光交流の促進、救急医療活動への支援などに寄与する極めて重要な路線です。 これまでの開通区間では、新たな企業の進出など多くのストック効果が確認されており、本区間の整備により、更なるストック効果の発現が期待される所です。 本県では、「第4次山形県総合発展計画」や「山形県道路中期計画2028」において“高速道路・地域高規格道路の整備”の重要性について盛り込んでいる所であり、引き続き、コスト縮減にも十分に配慮しながら、本年2月に公表された令和4年までの開通に向け、着実な予算の確保をお願いします。		
○以下の団体等から、東根～尾花沢の整備促進について要望あり ・山形県知事、東北中央自動車道(東根～尾花沢間)建設促進協議会、山形地区国道協議会 ・東北中央自動車道建設促進同盟会、山形県道路整備促進協議会、山形県開発推進協議会 ・山形県町村議会議長会、最上開発協議会、東根市、尾花沢市 ・高速道路のミッシングリンクを解消し日本の再生を実現する10県知事会議		
<b>事業評価監視委員会の意見</b> 対応方針(原案)は妥当である。		
<b>事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等</b> ・この事業の目的が失われるような道路交通状況の変化及び関連プロジェクト等の変更はない。		

事業の進捗状況、残事業の内容等

- ・平成10年度新規事業化、事業進捗率約98%（うち用地進捗率100%）（令和2年3月末時点）
- ・平成30年度：大石田村山～尾花沢 延長5.3km 部分開通  
東根～東根北 延長4.3km 部分開通

事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等

- ・事業の進捗に係る問題はない。
- ・令和4年内の全線供用を目指して事業を実施中。

施設の構造や工法の変更等

- ・路側防護柵の見直しを行うことでコスト縮減を図っている。

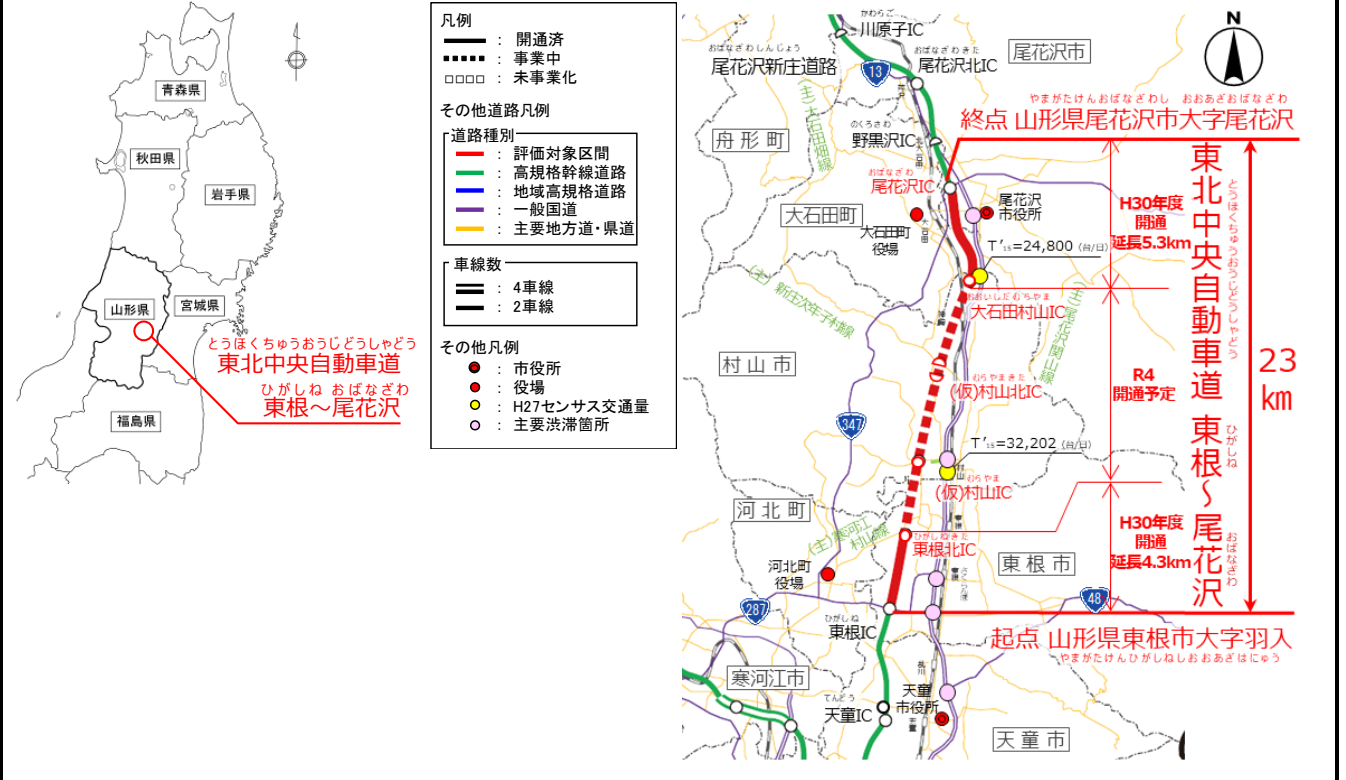
対応方針

事業継続

対応方針決定の理由

東北地方内陸部の産業、経済、文化の広域的な交流・連携の促進、高次医療施設へのアクセス向上のため、早期整備の必要性が高い。

事業概要図



※ 総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。

※ 総費用及び総便益の値は、表示桁数の関係で内訳の合計と一致しないことがある。